

【お詫び】海田大橋入口料金所における車種区分の誤り(過徴収)について(第1報)**1 概要**

令和6年10月29日、広島高速道路ご利用のお客様から「海田大橋入口料金所を起点とした走行履歴において、大型車で走行したにも関わらず特大車となっている日がある」とのご指摘を受けました。

調査したところ、ETC車載器の登録が『けん引装置：有』の車両で海田大橋入口料金所第5レーンを走行されたお客様の車種区分の判定が誤っている可能性があり、その場合、過大な通行料金となっていることが10月30日に判明しましたので、お知らせします。

お客様には大変ご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

2 対象

この度の事象に該当する可能性がある車両台数は**533台**です。

なお、対象となるお客様は、以下の条件にすべて該当する方です。

- (1) 場所：海田大橋入口料金所第5レーン（進行方向左側のETCレーン）
当該料金所を起点とする出口料金所までの走行が対象となります。
- (2) 日時：令和6年10月18日(金)午前6:00から令和6年10月24日(木)午前9:55までの間
- (3) 車両：ETC車載器の登録が『けん引装置：有』の車両

また、本事象による車種区分判定誤りは以下の3種類です。

区分	車種区分	
	誤	正
①	大型車	普通車（トレーラーヘッド、ボートけん引車など）
②	特大車	普通車（中型トレーラーヘッドなど）
③	特大車	大型車（大型トレーラーヘッドなど）

3 対象のお客様への対応

返金方法及び時期等の詳細が決まりましたら、当社のホームページ (<https://www.h-exp.or.jp/>) に掲載させていただきます。

また、ETC利用照会サービス及びETCマイレージサービスの会員用画面（還元額画面）の適正料金の反映も遅れていますので、反映出来次第掲載させていただきます。

4 原因について

車輪の数（軸数）を計測する装置周辺の路面損傷により誤検知（実際の軸数より多く計測）したものと考えています。[別紙参照]

引き続き、詳細に調査を行い原因を究明するとともに、このような事象が生じないよう再発防止の取組みを徹底してまいります。

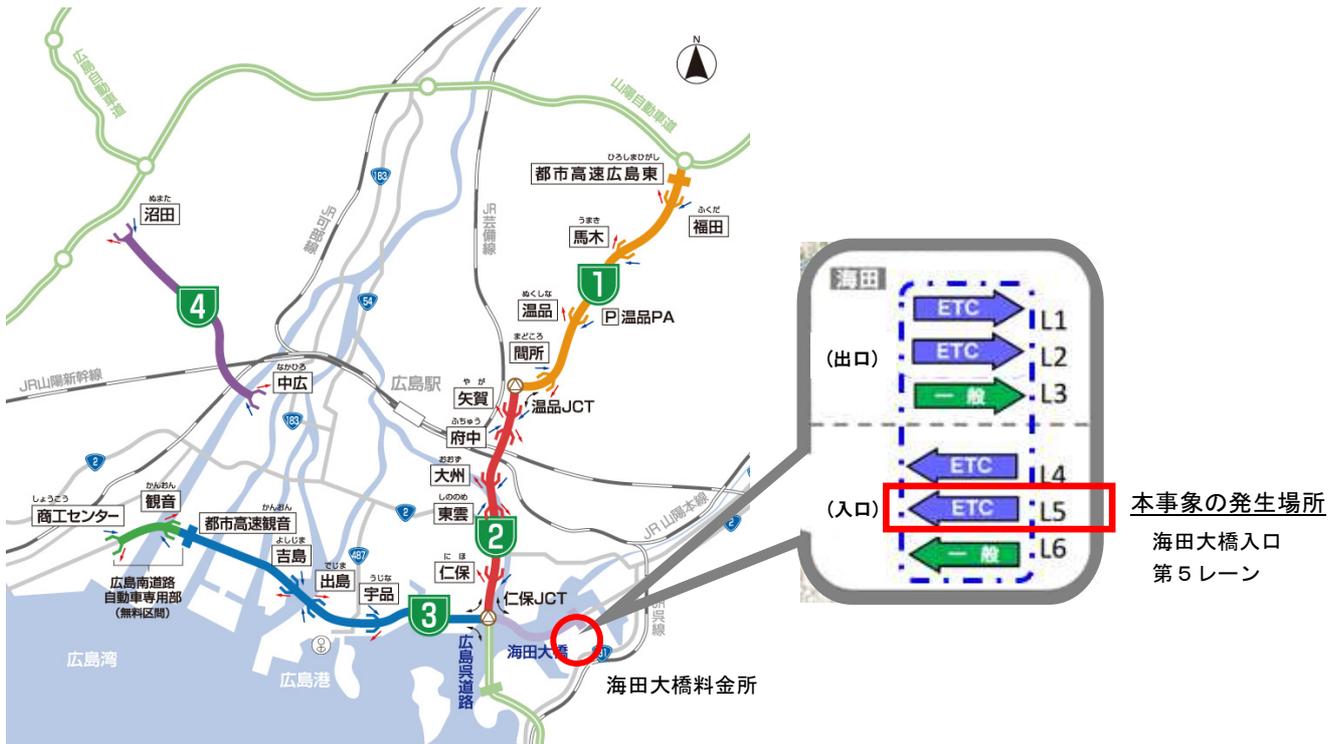
5 お問い合わせ先

広島高速道路公社 保全管理部交通管理課営業係

082-508-6820

(8時30分～17時15分 土・日・祝日を除く)

○位置図



○本事象発生のイメージ図

